

海上公園撮影許可基準および注意事項

- 1 受付・撮影時間 受付時間 8：30～16：30 撮影時間 6：00～24：00（24時完全撤収）
土曜日・日曜日・祝日はVTRの撮影は出来ません。
- 2 撮影許可区域
 - お台場海浜公園・青海北ふ頭公園・青海南ふ頭公園・水の広場公園
 - 青海中央ふ頭公園・暁ふ頭公園・有明西ふ頭公園・東八潮緑道公園・青海緑道公園・有明北緑道公園
 - シンボルプロムナード公園（ウエストプロムナード・ウエストパークブリッジ・滝の広場・センタープロムナード・出会い橋・夢の広場・夢の大橋・つどい橋・イーストプロムナード・石と光の広場）
 - ※お台場海浜公園のマリンハウス前スペースは午前6時～9時のみ撮影可
 - ※噴水施設周辺での撮影は事前に稼働時間等をご確認ください
 - ※マンション等の付近での早朝・夜間の撮影や来園者の往来が多い場所での撮影はお断りする場合があります
- 3 撮影禁止区域
 - 海上バス乗降棧橋及び棧橋前のウッドデッキ・官庁船の棧橋（お台場海浜公園）
 - 水陸両用バス棧橋及び周辺（お台場海浜公園）
 - 駐車場
 - スカイウォーク（お台場海浜公園）・やぐら橋・テレポートブリッジ・コロシウムブリッジ（シンボルプロムナード）
 - 公園内のトイレ内及びトイレ周辺
- 4 撮影禁止事項（ただし、下記以外でも管理上支障があると判断した際は撮影をお断りする場合があります）
 - (1) 遊泳シーン（水域で水着や浮き輪を持った内容等、遊泳を連想させる撮影。但し、砂浜での水着の撮影は可）
 - (2) 花火・焚き火・キャンプやキャンプファイヤー等の火気使用と火気使用を連想させる内容
※バーベキューシーンの撮影は火気取扱可能区域内（バーベキュー広場）のみ可
 - (3) 投げ釣りや指定区域外での釣り
 - (4) スポーツシーン（スケートボード・ローラーブレード・キックボード・球技等）
 - (5) 楽器を持ち込んでの撮影
 - (6) 車両の乗り入れ及び乗車シーン（自動車・オートバイ、電源車や散水車等）
 - (7) セット等の大掛かりな設置物を必要とする撮影
 - (8) 暴力・乱闘・ヌード等、公園のイメージを損なう撮影
 - (9) 動物を伴っての撮影（ノーリードの犬を使う等）
 - (10) 景観を著しく変えるような撮影
 - (11) 申請したエリア以外での撮影
 - (12) 通行の妨げや通行規制・来園者の排除等、一般来園者の迷惑となる撮影
 - (13) 公園施設（園路や樹木、ベンチ等）破損等の恐れがあり、原状回復ができない撮影
※公園施設を破損等させた場合は、担当者立会いのもと原状回復していただきます。
(例) 大量の雨を降らせるシーン、大型送風機の使用など
 - (14) 大音量を出す内容や臭気を伴う撮影、大規模な場所取り・インタビュー・危険行為の撮影
 - (15) 出演者・モデル等の更衣室はありません。また、周辺道路での路上駐車は迷惑となりますのでおやめ下さい。
 - (16) テント・タープを使用する撮影
 - (17) その他、公園内での禁止行為に該当する撮影

5 持ち込み機材

持ち込み機材及び許可範囲は次のとおりです

(管理上、支障を及ぼす恐れのある物は使用できない場合がございますので事前に確認をお願いいたします)。

- カメラ・モニターカメラ・三脚・レフ板・ガンマイク・バッテリーライト・レール（15m以内）
- 発電機（手で持ち運べる物）/発電機周辺にはカラーコーン等の囲いと消火器の設置をお願いします
- ケーブル・イントレ、カメラクレーン等撮影に直接かかわる機材

（イントレは最大3m、カメラクレーンはカメラのみ搭載する物で最大5mまで）

※イントレ、カメラクレーン、レールを使用する場合は養生が必要です。また、公園によっては園路の狭い部分があるため使用の可否は事前にお問い合わせ下さい。

- 出演者・モデル等の小道具（ただし禁止事項にかかるもの及びそれを連想させるものは不可）

6 撮影の手続き

- 撮影日当日、撮影準備開始前に事務所へ来所し、撮影許可申請書の記入と料金精算を事前に行ってください。
*なお、一旦お支払いいただいた占用料はお返しできませんのでご注意ください。
- 早朝の撮影は前日の16:30まで、夜間の撮影は当日の16:30までに手続きが必要です。
- 予約時間の変更やキャンセルをされる際は、必ず事前にご連絡をお願い致します。

《上記の事項を守れない場合は撮影を直ちに中止して頂くと共に以後の撮影をお断りする場合があります》